

# なは市民活動支援センター 支援ブースの利用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、なは市民活動支援センター（以下「センター」という。）は、那覇市において社会貢献活動に関わる民間非営利の市民活動団体及び個人へ、市民活動の継続、発展、自立への支援を目的に、一定期間継続的に活動を行うための設備を提供する。

(利用対象者)

第2条 支援ブースを利用することができる者は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 那覇市に寄与する民間非営利活動に取り組む市民活動団体及び個人。
- (2) なは市民活動支援センター利用承認を受けた団体及び個人
- (3) 那覇市内において他に主な活動のための事務所を有しないもの。
- (4) 政治活動、宗教活動、非社会的活動と認められる団体及び個人でないもの。
- (5) 那覇市が推進する協働のまちづくりによる協働プラザの設置目的、及びセンターが行う支援ブース提供の目的を十分理解し、その目的を果たすため、活発な活動を行う団体又は個人であること。

(利用承認期間)

第3条 支援ブースの利用を承認する期間は、原則として3ヶ月以上1年以内とする。ただし、センター長が特別な理由があると認めた場合は、この限りではない。

(利用時間)

第4条 支援ブースの利用時間は、9:00～22:00（月曜日、火曜日、木曜日、金曜日、土曜日）、9:00～17:00(水曜日、日曜日)とする。その他、センターの閉館日は利用できない。ただし、センター長が特別な理由があると認めた場合は、この限りではない。

(利用料)

第5条 支援ブースの利用料は、なは市民協働プラザ条例及びなは市民活動支援センター規則に基づき算定するものとする。

- 2 利用承認をうけたもの（以下「利用者」という。）は、前項の規定に係る利用料について、定められた期日までに納付しなければならない。
- 3 センター長は、物価の変動、利用料の均衡上に伴い、利用料を変更する必要があると認めたとき、なは市民協働プラザ条例の及びなは市民活動支援センター規則の規定に基づき、利用料を変更することができる。

(利用料の不還付)

第6条 既に支払われた利用料は返納しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を返納することができる。

- (1) センターの責めに帰する理由により支援ブースの利用ができなくなったとき。
- (2) センター長がその特別の理由があると認めたとき。

(利用者の募集)

第7条 センター長は、センター発行の広報誌面、及びホームページ等により支援ブースの利用者を公募するものとする。

2 支援ブースの募集定数を満たない場合は、随時募集を行う。

(利用の申請)

第8条 利用の承認を受けようとするもの(以下「申請者」という。)は、利用承認申請書(別紙第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、センター長に提出しなければならない。

- (1) 所在地を証明できるもの(法人格を有する申請者にあつては、定款等)
- (2) 利用者名簿
- (3) その他センター長が必要と認める書類

(利用の承認)

第9条 当該機関は、なは市民協働プラザ条例及びなは市民活動支援センター規則、なは市民活動支援センター利用登録に関する規程に基づき、提出書類の内容を審査し、利用に係る承認の可否を決定し、通知するものとする。

2 支援ブースの募集定数を超えた場合、書類審査の上、申請者全員による抽選とする。

3 利用の承認をうけたものは、速やかに別に定める誓約書等の手続きを行わなければならない。

(利用の承認の取り消し等)

第10条 センター長は利用者が次の各号のいずれかに該当するときには、その承認を取り消し、又は利用を制限することができる。

- (1) 虚偽、その他不正の手段により承認を受けたとき。
- (2) 施設の利用承認に付された条件に違反したとき。
- (3) 施設の管理及び運営上支障があると認めたとき
- (4) その他その利用を不相当と認めたとき。

(利用者の義務)

第 11 条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を当該機関の長に届け出なければならない。

- (1) 住所、氏名等に変更があったとき。
- (2) 支援ブースの利用を 15 日以上休止しようとするとき。
- (3) 利用承認期間の途中において、支援ブースの利用を終了しようとするとき。
- (4) 当センターの施設を損傷し、又は滅失したとき。

2 利用者は、当該機関内で知り得た個人・団体等の機密情報を他にもらしてはならない。

(損害賠償)

第 12 条 利用者は、支援ブースの利用に関してセンターの施設を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、不可抗力による場合又はセンター長がやむを得ないものと認めた場合は、この限りでない。

附 則

この規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

平成 27 年度の利用承認期間は平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。